

事務連絡  
令和3年1月28日

各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な  
取得について（協力依頼）

平素より文部科学行政に御協力頂き、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

つきましては、各文部科学大臣所轄学校法人及び大学を設置する各学校設置会社においては、下記の要領で役員・教職員等に対し交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、また、各都道府県私立学校主管部課においては、所轄の学校法人（専修学校・各種学校を設置する学校法人及び幼稚園を設置する学校法人以外の法人・個人を含む。）に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校に対して、下記の要領で役員・教職員等に対し交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、職員等への呼びかけの際には下記ホームページ・動画についてもご活用下さい。

## 記

- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・ 地方公共団体情報システム機構からの送付物について  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>
- ・ マイナンバーカード説明動画  
「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」  
<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>

**【本件に関する問合せ先】**

文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
法規・企画係

電話番号：03-5253-4111（内線：2532）

E-Mail：[sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)